

子第1665号—2

令和4年1月14日

各認可外保育施設設置管理者 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)

令和4年1月19日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、令和4年1月19日の第46回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県のまん延防止等重点措置等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

保育所の対応については、令和3年9月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第十一報)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000834562.pdf>)の内容から変更はありませんので、引き続き、園内等の消毒及び保育士等の健康管理の徹底など、感染防止策の徹底をお願いいたします。

別添の「新型コロナウイルス感染症にかかる留意事項」を必要に応じて御活用ください。

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課 法人指導班

TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939

E-mail: kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp

※県からの通知について、電子化に御協力ください。

緊急を要する通知等を速やかに貴施設にお伝えするため、メールアドレスの登録をお願いします。